

7-15 十文字学園女子大学研究費不正使用防止計画推進室規程

平成26年11月20日規程第147号

平成26年11月20日制定

平成27年4月1日最終改正

(設置)

第1条 十文字学園女子大学（以下「本学」という。）に、本学における研究費の不正使用（以下「研究費不正」という。）に関する防止計画を推進するため、研究費不正使用防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業務)

第2条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- ① 研究費不正の発生要因の調査に関すること。
- ② 研究費不正に関する防止計画（以下「防止計画」という。）の策定及び実施に関すること。
- ③ 防止計画に基づく実施状況の把握に関すること。
- ④ その他防止計画の推進に関すること。

(職員)

第3条 推進室は、室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、研究担当副学長をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(室員)

第5条 室員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ① 研究推進委員会において選出された教員 2名
- ② 財務部長
- ③ その他学長が必要と認めた者

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

第6条 推進室に関する事務は、研究支援課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。